

請負（第 632 条～642 条）にかかる民法改正のポイント

弁護士 西中宇紘

1 はじめに

「請負」に関する規定の改正事項は、①報酬に関するもの（2）、②請負人の担保責任に関するもの（3・4・5・6）、③破産手続開始による解除に関するもの（7）、の3点があります。

以下、順に内容を詳述します。

2 注文者が受ける利益の割合に応じた報酬

第 634 条（注文者が受ける利益の割合に応じた報酬）【新設】

次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。

- 一 注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき。
- 二 請負が仕事の完成前に解除されたとき。

仕事が完成しなかった場合に、請負人が注文者に報酬等を請求できるか否かについては、改正前法に明文の規定はなく、請負の債務の性質からすると、仕事を完成させていなければ、原則として否定されるとも考えられます。しかしながら、判例¹は、建物等の工事未完成の間に注文者が請負人の債務不履行を理由に請負契約を解除する場合において、工事内容が可分であり、かつ当事者が既施工部分の給付について利益を有するときは、特段の事情のない限り、右部分についての契約を解除することは許されないと判示し、既履行部分についての報酬請求を認めていました。

改正民法では、上記の判例法理を明文化し、当該法理の適用範囲を仕事完成前に解除がされた場面にも広げています。また、解除権の行使が報酬請求を妨げないことも明らかになりました。

ここにいう「注文者の責めに帰することができない事由」には、当事者双方の責めに帰することができない事由によって履行不能となった場合だけでなく、請負人の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合も含まれます。他方、「注文者の責めに帰すべき事由」によって仕事を完成することができなくなった場合は、改正民法 536 条 2 項により、請負人は報酬全額を請求することができることとなります。

¹ 最判昭 56 年 2 月 17 日判時 996 号 61 頁：「建物その他土地の工作物の工事請負契約につき、工事全体が未完成の間に注文者が請負人の債務不履行を理由に右契約を解除する場合において、工事内容が可分であり、しかも当事者が既施工部分の給付に関し利益を有するときは、特段の事情のない限り、既施工部分については契約を解除することができず、ただ未施工部分について契約の一部解除をすることができるにすぎない」として既施工部分についての報酬請求権を認めている。

3 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任

(1) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任

改正前民法 634 条は、請負人の担保責任として、仕事の目的物に瑕疵があった場合における注文者の修補請求権と、損害賠償請求権を定めていましたが、改正民法においては、当該規定は削除されます。

改正民法においては、「瑕疵」の概念を「契約の内容に適合しない」という表現に改めた上で、売買の担保責任の規定を他の有償契約に準用する形をとっています。すなわち、修補請求権と損害賠償請求権については、目的物の種類・品質に関する契約不適合を理由とする買主の権利を定めた改正民法 562 条から 564 条までの規定が 559 条を介して請負契約にも準用されるが故に認められることとなります。

(2) 仕事の目的物が契約の内容に適合しないことを理由とする解除

改正前民法 635 条は、本文で「仕事の目的物に瑕疵があり、そのために契約をした目的を達することができないときは、注文者は、契約の解除をすることができる」と定めて、瑕疵担保責任に基づく注文者の解除権を認めつつ、ただし書で「建物その他の土地の工作物については、この限りでない」と定めて、注文者による解除に一定の制限を加えていました。

一般の民法改正において、本条は削除されましたが、特に重要なのは、改正前民法 635 条ただし書の削除です。本条ただし書の解釈については、従前から議論があり、判例は、建築請負の目的物に重大な瑕疵があるために建て替えざるを得ない場合には、注文者は建替費用相当額の損害賠償を請求することができるとしています（最判平 14 年 9 月 24 日判時 1801 号 77 頁）。瑕疵の程度によっては解除を認めた場合と同様の負担を請負人が負うべき場合があることを認めているのです。もっとも、本条ただし書の趣旨²を踏まえますと、土地工作物に重大な瑕疵があるものの、なお何らかの利用価値がある場合には、当該判例の射程は及ばず、このような場合に本条ただし書を形式的に適用すれば、解除は認められないこととなります。

しかし、改正民法においては、仕事の目的物が土地工作物の場合でも、瑕疵のために契約目的を達成することができない場合には、解除の一般原則に従って解除を認めるべきであると考えられたため、本条ただし書は削除されることとなりました。

² 改正前民法 635 条ただし書は、土地工作物を目的とする請負において解除を認めると、請負人はその工作物を除去しなければならず、請負人にとって過大な負担となることや、何らかの価値がある土地工作物が除去されれば、社会経済的な損失も大きいことを根拠とすると理解されています。

4 請負人の担保責任の制限

第 636 条（請負人の担保責任の制限）

請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき（その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人がその材料又は指図が不適合であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

改正前民法 636 条の規定内容を基本的に維持した上で、規定の表現ぶりを改めるものです。

5 目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間制限

第 637 条（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）

- 1 前条本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から 1 年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。
- 2 前項の規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時（その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時）において、請負人が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

改正前民法 637 条では、請負人の担保責任の存続期間を定めていたところ、改正民法においても存続期間を定めている点は変わらないものの、内容が実質的に変更されています。主な変更点は以下のとおりです。

（1）期間の起算点の変更

改正前民法においては、「引渡しの時（引渡しを要しないときは仕事が終了した時）」とされていましたが、改正民法においては「仕事の目的物が契約の趣旨に適合しないことを知った時」に変更されています。

（2）注文者が期間内にすべき行為の内容

改正前民法においては、注文者は、権利を保全するために、「売主（請負人）に対し、具体的に瑕疵の内容とそれに基づく損害賠償請求をする旨を表明し、請求する損害額の算定の根拠を示すなどして、売主（請負人）の担保責任を問う意思を明確に告げる」³必要があると解されていたところ、改正民法においては、「請負人に対し、仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない事実を通知する」ことで足りることになります。

（3）請負人の悪意・重過失がある場合における期間制限の排除

請負人に悪意・重過失がある場合には、上記の期間制限は適用されません。改正民法

³ 最判平 4 年 10 月 20 日民集 46 卷 7 号 1129 頁。

で新設された規定です。

6 仕事の目的物である土地工作物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任の存続期間（改正前民法 638 条の削除）

改正前民法 638 条 1 項は、土地工作物が仕事の目的物であったときに、請負人が負う担保責任について特に長期の存続期間を定めていましたが、改正民法においては、当該規定は削除されます。

土地工作物については引渡し又は仕事の終了から相当な期間が経過した後に瑕疵が発見されるという場合が少なくないことから、注文者を保護するために、担保責任の存続期間を特に長く定めるとというのが、改正前民法 638 条 1 項の趣旨でした。しかしながら、上記 5 (1) で見たとおり、改正民法においては、注文者が契約の趣旨に適合しないことを知った時が請負人の担保責任の存続期間の起算点となります。そうすると、契約不適合の事実が注文者に明らかになっている以上、長期の制限期間を設ける必要性は乏しいと考えられたことが改正の理由です。

また、土地工作物が滅失・損傷した場合に、その時点から 1 年という短期の存続期間を定めていた改正前民法 638 条 2 項は、改正民法 637 条と同趣旨の規定となるため、改正民法において削除されています。

7 注文者の破産による解除

第 642 条（注文者についての破産手続の開始による解除）

- 1 注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負人又は破産管財人は、契約の解除をすることができる。ただし、請負人による契約の解除については、仕事を完成した後は、この限りでない。
- 2 前項に規定する場合において、請負人は、既にした仕事の報酬及びその中に含まれていない費用について、破産財団の配当に加入することができる。
- 3 第 1 項の場合には、契約の解除によって生じた損害の賠償は、破産管財人が契約の解除をした場合における請負人に限り、請求することができる。この場合において、請負人は、その損害賠償について、破産財団の配当に加入する。

請負人の仕事完成債務は先履行であるため、請負人は、注文者が危機的状況になっても、役務提供を続けて仕事を完成させなければ報酬を得られず、結果として大きな損害を被る危険がありました。改正前民法 642 条 1 項は、そのような請負人を保護するため、請負人にも解除権を認めていました。

改正民法 642 条 1 項においても、この規定を維持し、他方で仕事が既に完成している場合には、このような趣旨は妥当しないことから、但し書きにおいて、請負人からの契約解除権については、解除できる場면을請負人が仕事の完成をしない間に限定しています。

以上